

# 光セットアップサポートサービス利用規約

ソフトバンク株式会社

## 第1条 (規約の範囲)

1. 本規約は、ソフトバンク 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、光セットアップサポートの利用について適用されるものとします。
2. 当社が別途定める本サービスのメニュー、料金およびその他の提供条件（以下「料金表等」といいます。）は本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社は、当社所定の方法で会員に通知することにより本規約（料金表等を含みます。）を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。

## 第2条 (用語の定義)

本規約（料金表等を含みます。）において用いられる以下の用語は、それぞれ以下に記載する意味を有します。

1. 「利用契約」とは、本サービスを利用するために申込者と当社の間で、本規約に基づき締結される契約をいいます。
2. 「申込者」とは、本サービスへ申し込みを行った者をいいます。
3. 「会員」とは、申込者のうち当社との利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
4. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める SoftBank 光サービス規約に基づき提供する電気通信サービスの総称をいいます。
5. 「SoftBank 光契約」とは、当社から SoftBank 光の提供を受けるための契約をいいます。
6. 「SoftBank 光会員」とは、当社と SoftBank 光の契約を締結している者をいいます。
7. 「本サービス」とは、当社が SoftBank 光サービス提供場所に訪問のうえ、SoftBank 光サービスおよび関連サービスを利用するために必要なパソコン・関連機器等の設定作業を行うサービスをいいます。
8. 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
9. 「料金等」とは、本規約に基づき会員が負担すべき債務およびこれにかかる消費税等相当額 をいいます。

## 第3条 (本サービスの提供範囲)

当社は、SoftBank 光契約へのお申し込み者または、SoftBank 光契約者から申し込みがあったときは、本サービスを提供します。

## 第4条 (提供区域)

本サービスは、SoftBank 光の提供区域において提供します。

## 第5条 (契約の単位)

1. 当社は、1つの本サービスお申し込みにつき、1つの本契約を締結します。
2. 本サービスの会員は、SoftBank 光会員と同一の者に限ります。

## 第6条 (契約申込みの方法)

1. 本サービスを申し込む場合、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きに従って申込みを行うものとします。
2. 申込者は、前項に定める申込みに際して申込者自身に関する情報を正確に登録するものとし、登録内容に不備があったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は、一切の責任を負わないものとします。

## 第7条 (契約申込みの承諾)

1. 本サービスの契約は、当社が本サービスの申込みを受諾した日を契約成立日とします。
2. 当社は前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを受諾しない事があります。
  - (1) 本サービスを提供する事が技術上著しく困難なとき。
  - (2) 本契約の申込みの際に虚偽の事項を申告したとき、また誤記、記載漏れがあったとき。
  - (3) 本契約の申込みした者が本サービスの料金、または当社が提供するその他サービス料金、若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - (4) 申込者が実在しないときまたはその恐れがあるとき。
  - (5) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続きが成年後見人によって行われておらず、また申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。
  - (6) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
  - (7) その他当社会員が会員とすることを不相当と判断する合理的な理由があるとき。

## 第8条 (会員による契約の取消し)

1. 会員は、本契約を取消しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社へ通知して頂きます。
2. 会員は、当社の定める方法で当社に対し訪問予定日を含む日の2日前（以下「取消し日」といいます。）までは本サービスの利用契約を取消しできます。
3. 会員は、訪問予定日の前日以降に取消しを申し出た場合、当社が別途定める取消し料を支払うものとしません。
4. 会員が、SoftBank 光をキャンセルした場合、本契約も取消しされるものとします。

## 第9条 (契約の終了)

1. 本契約は、本サービス提供の完了時（第12条に基づき、本サービスの提供を行わなかった場合を含みます。）に本サービス会員が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印または、署名する（電氣的

操作による確認作業を含みます。) ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した時点で、終了するものとします。

2. 当社は、第12条(除外事項)の規定に基づき当社が本サービスの提供を行わないと判断する事実が解消されないまたは解消の見込みが無いと判断した場合は、本サービス会員に対してその旨を通知し、本契約を解除する場合があります。

## 第10条 (サービスの提供条件)

当社は、本契約の申込みを行う者または会員が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。

- (1) パソコン・関連機器・サービス等が、SoftBank 光サービスに接続または関連して利用されること。
- (2) SoftBank 光サービスが、提供開始されていること。
- (3) 当社が、本サービス会員を訪問した際に本サービス会員または本サービス会員が指定した者が SoftBank 光サービス設置場所まで案内し、設定作業等に立ち会うこと。
- (4) 設定作業等を実施する場所にパソコン・関連機器等が用意されており、設定作業等に必要なIDやパスワード等の設定情報、ドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア及び操作説明書または取扱説明書等が用意されていること。
- (5) パソコン・関連機器等に重要な情報がある場合、当社が求めたとき本サービス会員の責任においてそれらの情報の複製を実施すること。
- (6) パソコン・関連機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前に本サービス会員の責任においてそれらの情報の防護措置または消去を実施すること。
- (7) 当社の求めに応じIDやパスワード等の入力すること。
- (8) 本サービス会員が設定作業等を実施するパソコン・関連機器・ソフトウェア等の正規のライセンスおよびプロダクトIDを保有していること。
- (9) 本サービスの提供に必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェア若しくはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、パソコン・関連機器等へのインストールに承諾すること。
- (10) 本サービス提供の際に、本サービス契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜(電話または通信回線等の使用を含みます。)を、当社に対して無償で提供すること。

## 第11条 (免責事項)

1. 当社は、本サービスの提供をもってインターネットへの接続、メールの送受信、パソコン・周辺機器の利用、ウイルスの完全な発見及びその駆除、ソフトウェア(ドライバソフトウェア及びファームウェア等を含みます。)の完全なインストール、アップグレード、アンインストールまたは本サービス会員のデータの完全なバックアップおよびその移行等を保証するものではありません。
2. 当社は、本サービス提供時に本サービス会員が当社所定の書面(電子媒体のものを含みます)に押印または署名する(電氣的操作による確認作業を含みます。)ことにより、本サービスの提供の完了を当社が確認した後は、当社の設定した内容等を保証しません。

## 第12条 (除外条件)

1. 当社は、本サービス会員が以下に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、本サービスの提供を行わない場合があります。
  - (1) 第10条のいずれかの条件を満たさない場合。
  - (2) 不正アクセス行為またはソフトウェアの違法コピー等、違法行為または違法行為の幫助となる作業当社に要求する場合。
  - (3) その他、本サービス会員の責によりサービスの提供が困難となる場合。
2. 本サービス会員は前項の規定により当社が本サービスの提供を行わない場合についても、ご利用料金の支払いを要します。

## 第13条 (料金並びにその支払義務)

1. 利用料金等は、別途定める「料金表」によるものとします。
2. 本サービス会員は、本規約に基づき提供を受けた設定作業等の利用料金および第8条に定める取消料について、別途当社が定める支払期日までにお支払いいただく義務を負います。
3. 本サービスの利用に際し発生する通信料は、本サービス会員のご負担となります。

## 第14条 (支払方法)

1. 当社は、本サービスの利用料金および第8条による取り消し料を、SoftBank 光契約の料金と合わせて、本サービス会員へ請求します。
2. 本サービスの利用料金および第8条による取り消し料を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「SoftBank 光サービス規約」の定めによるものとします。

## 第15条 (禁止事項)

1. 会員は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (3) 他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為
  - (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
  - (5) 他の会員または第三者に不利益を与える行為
  - (6) 自己または第三者の営利を目的とする行為
  - (7) 法令に違反しまたは違反のおそれのある行為、あるいは法令に違反しまたは違反のおそれのある情報を他の会員に提供する行為
  - (8) 本サービスの提供および運営を妨げるような行為
  - (9) 本サービスの信用を毀損するような行為
  - (10) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為
  - (11) その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為
2. 会員が前項記載の禁止行為に違反し、当社、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償

する責任を負うものとし、また、会員が他の会員または第三者と紛争が生じた場合には、会員は自己の負担と責任でその紛争の一切を解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとし、

#### 第16条 (サービスの変更)

当社は、当社所定の方法で会員に通知することにより、いつでも本サービスの全部または一部を変更することができるものとします。

#### 第17条 (サービスの中止・中断)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中止または中断する場合があります。
  - (1) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。
  - (2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。
2. 当社は、前項に基づく中止または中断により、会員または第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとし、

#### 第18条 (サービスの廃止)

当社は、当社所定の方法で会員に通知することにより、いつでも本サービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスが終了した時点において、本利用契約も当然に終了するものとします。

#### 第19条 (責任の制限)

1. 本サービスに関して当社が本サービス会員に対して損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害（別途定める料金表に基づく料金を上限とします。）に限るものとし、当社は、如何なる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとし、
2. 前項の規定は、当社の故意または重過失による場合は適用しないものとし、

#### 第20条 (通知・連絡等)

1. 当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとし、
2. 当社が、ホームページへの掲載により会員に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから 24 時間を経過した時に、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が会員に当該通知・連絡等を発信した時に、効力を生じるものとし、

#### 第21条 (第三者への委託)

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

#### 第22条 (個人情報の取り扱い)

当社は、次の各号に定める目的に従って本サービス提供の過程で取得した会員の個人情報を利用いたします。

(1) 本サービス提供のため

(2) お客様からの問い合わせへの対応並びに本サービスの利用に関する手続きの案内および情報の提供等のカスタマーサポートのため

### 第23条 (個人情報の保護)

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(<https://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/>)に従い適切に実施します。

### 第24条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法(平成12年法律第61号)その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

### 第25条 (権利の譲渡)

1. 会員は、会員としての地位、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。

### 第26条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

### 第27条 (合意管轄)

本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2016年7月7日制定実施)

(2020年4月1日改定実施)